

## 市指定ごみ袋における臨時措置のお知らせ

市指定ごみ袋につきましては、令和8年5月12日から指定ごみ袋の入手が困難な方への臨時措置を実施しておりますが、**臨時措置の期間について、令和8年10月31日まで延長**いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

皆様には、ご迷惑をおかけしておりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

### ○臨時措置の内容

市指定ごみ袋を入手できない方（事業者を含む）に限り、次の規格を満たす袋を使用して、ごみ及び資源を集積所に出すこと（事業系ごみは、集積所に出せません）や、市内のごみ処理施設へ搬入することができるようにいたしました。

色・素材	透明または半透明で、 <u>中身の見える</u> ポリ袋
大きさ	家庭系ごみ：20リットル～45リットルのもの 事業系ごみ：45リットル～90リットルのもの
袋への記載事項	収集品目を袋に記載していただくよう、お願いいたします。 【例】・可燃ごみの場合は、「可燃」や「可」など ・不燃ごみの場合は、「不燃」や「不」など ・資源（プラスチック類）の場合は、「プラ」など

### ○臨時措置の期間

延長前	延長後
令和8年5月30日（土曜日）まで	令和8年10月31日（土曜日）まで

### ○臨時措置の注意事項

ごみ集積所からの収集運搬やごみ処理施設への支障を最小限に抑えるため、次の事項をお守りください。

- ・可燃ごみを不燃ごみの指定ごみ袋に入れるなど、収集品目の異なる指定ごみ袋を使用することはできません。
- ・家庭系ごみを出すときに事業者用指定ごみ袋（事業系ごみを出すときに家庭用指定ごみ袋）を使用することはできません。
- ・コンビニやスーパーなどの乳白色のレジ袋等は、内容物を確認できないため、使用することはできません。

【お問い合わせ先】

神栖市生活環境部廃棄物対策課

電 話：0299-90-1148（直通）